

(別紙)

**「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」  
の規制に係る運用（概要）**

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）において、特定外来生物の飼養等（飼養、栽培、保管、運搬）は原則禁止されている。
- クビアカツヤカミキリは、駆除のため伐採処分が必要な場合があるが、伐採した被害木に入り込んだ個体については、その場での殺処分が困難であり、許可無く運搬できないことは、迅速な防除の妨げとなる。
- そのことから、クビアカツヤカミキリの運搬および保管に係る運用について環境省において、以下のとおり、示されている

- 1 次の要件をすべて満たす場合、外来生物法の「運搬」には該当しない。
  - (1) 「焼却・粉砕等で確実に防除」

その場ですべての個体を殺処分することが困難である場合、拡散を防ぎ、確実に殺処分することを目的として、焼却または粉砕、燻蒸が可能な場所へ運搬。
  - (2) 「見つけ次第、捕殺」

目視で確認できる個体については、運搬する前に確実に殺処分を行うこと。
  - (3) 「幌やブルーシート等で覆い、落下・飛散を防止」

運搬中に当該生物や樹木が落下・飛散しないよう、逸出防止措置を実施する。
  - (4) 「掲示板、HP 等で公表」

特定外来生物の防除であることを周知するため、実施する主体・実施日程・場所を事前に公表する。
  
- 2 上記 1 に付随してやむを得ず一時的に当該生物・樹木を保管する場合、逸出防止措置が十分にとられており、第三者が容易に持ち出せないよう管理され、かつ必要最小限の期間に限れば、外来生物法の「保管」には該当しない。